

締約国に関する情報  
ME

モンテネグロ

附属書 B 1  
ME

一般情報

国内官庁の名称	Ministry of Economic Development and Tourism (Montenegro) (経済発展観光省 (モンテネグロ))
所在地及び郵便のあて名	Rimski trg br. 46, 81 000 Podgorica, Montenegro
電話番号	(382) 20 234 591
電子メール	dragana.ranitovic@mek.gov.me
インターネット	www.gov.me/mek
モンテネグロの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により欧州特許庁 (EPO) <sup>1</sup> 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)
国内法令は欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか?	次の場合、出願は制限される： 国民及び居住者による出願 <sup>2</sup>
モンテネグロが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許 <sup>3</sup>
国際公開に基づく仮保護	欧州特許を目的とする指定が行われた場合には (欧州特許条約第67条、第150条及び第158条参照)、次のいずれかを適用する： (1) EPO公用語のいずれか1つによって国際出願が公開された場合：出願人は侵害に対して、状況において合理的な補償を求める権利が与えられる (2) EPO公用語以外の言語で国際出願が公開された場合：EPOに提出された公用語の1つによる国際出願をEPOが公開するまで、パラグラフ(1)で述べた保護は有効とされない
モンテネグロが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報については、 附属書B 2の欧州特許機構 (EP) を参照	

1 2022年10月1日以降に行われたすべての国際出願について。

2 出願人がモンテネグロに国籍、居所又は所在地を有する国際出願が、モンテネグロの防衛及び安全保障に重要な発明に関する場合にはモンテネグロ特許法第124条－第125条に従い防衛省に出願する義務を負うことから、欧州特許庁 (EPO) 又は国際事務局に出願してはならない。

3 2022年10月1日付でモンテネグロは欧州特許条約を施行し、モンテネグロ特許法第153条は同日時点で行われたすべての国際出願に適用され、同日時点で行われている国際出願におけるモンテネグロの指定又は選択は、モンテネグロについての欧州特許付与請求の効果を有する。詳細については国内編のEPを参照されたい。